

菰野町教育振興基本計画

令和4年4月

菰野町教育委員会

菰 野 町

第 I 章 菰野町教育振興基本計画策定にあたって

1 策定の趣旨

菰野町では、平成27年（2015年）4月に「菰野町教育振興基本計画」を策定し、令和3年度（2021年度）までの7年間、取り組みを進めてきました。

この間、少子高齢化やグローバル化、絶え間ない技術革新等、社会情勢の変化の予測が困難な時代となってきています。

加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行の影響により、私たちの生活は大きな変化を余儀なくされ、社会全体で「新しい生活様式」への対応が求められています。

それらの変化に対応するためには、子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが大変重要となっています。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、人々との関わりによる学びを充実・発展させることや、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたる学びを通して、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を教育活動や地域社会など様々な場面で発揮して、地域社会全体で子どもを見守り育む環境づくりや、一人ひとりが夢や生きがいを持ち、誰もが活躍できる社会の実現が望まれます。

こうした新たな教育課題への対応が求められる中、社会状況の変化や国の動向、これまでの菰野町の教育施策の取組状況と課題等を踏まえ、これからの時代における菰野町教育の基本理念やめざすべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と社会教育が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に進めていくことを目的として、「菰野町教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置づけ、国及び三重県教育ビジョンを参酌し、「第6次菰野町総合計画」と整合性を図り策定したものです。

また、期間については、今後10年先を見据えた長期的な視点に立ちながら、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第Ⅱ章 菰野町が目指す教育の姿

1 基本目標と理念

菰野町では、「支えあえる、安全で安心なまち」「豊かな自然を活かして人びとをひきつけるまち」「産業の発展と豊かなくらしが循環するまち」「菰野らしい風景の中、子育てしやすいまち」これらのことが、いつまでも、菰野町としてあり続けられることをまちの将来像に掲げています。このまちの将来像にせまるための基本目標の一つとして「地域でつながり、支えあうしくみをつくろう」を設定し、学校教育、社会教育施策の推進を図っています。

学校教育においては、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を基盤とした「新しい時代をたくましく生き抜く子どもの育成」をめざします。新しい時代をたくましく生き抜くためには、これから直面するさまざまな課題を解決するために、自ら考え、判断し、主体的に対応していく力（自立）と、他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創造していく力（共生）が必要と考えます。また、学校現場では安全で安心な学校づくり、確かな指導力と情熱を持った教職員の育成、家庭・地域と連携した地域とともにある学校づくり（信頼）が必要になってきます。菰野町の教育目標の達成に向けて、自立・共生・信頼の視点を大切にして、学校教育を推進します。

社会教育においては、人と人との温かく深い結びつき、助け合い、支え合いの風土を発展させながら未来へつなげ、ともに社会に参画することのできる人づくりをめざします。一人ひとりの意欲を増進させ、さらには、社会全体の持続的成長や発展をすすめていくには、個人がさまざまな分野で学習して自立し主体的に他者と協働しながら、新たな価値を創造していくことができる社会をめざしていく必要があります。地域の絆を深め、協働して家庭教育と青少年の健全育成の充実を図るとともに、地域の人材の活用と自主活動を支援し、生涯学習や生涯スポーツ、芸術文化活動の推進と菰野町の文化や歴史の継承に取り組みます。生涯学習や生涯スポーツ、芸術文化活動においては、誰もが気軽に参加し、快適に活動できる環境の整備と活動発表の場を提供し、社会参画や社会貢献などの意欲を高揚させます。また、世代間やさまざまな人々との交流を促し、地域文化や伝統文化の継承の機運を高めます。そして、町民が一体となって学び楽しめる活動を通して、世代間、地域間交流を図り、元気と活気を創出し、住民が主体的にまちづくりに参画する協働のまちづくりをめざします。

2 基本的方向

(1) 確かな学力を育成します ◆◆◆◆◆◆

Society5.0 時代の到来による社会の大きな変化が見込まれる中、子どもたちに必要な力として、これからの予測困難な変化の激しい時代に対応するために、変化を前向きに受け止め、自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、自信をもって挑戦し、豊かな未来を切り拓いて生き抜いていく力が求められています。

その基礎となるものとして、子どもたちの主体的・対話的な学びを通じて、基礎的・基本的な知識・技能、自ら課題を解決していく思考力・判断力・表現力等、主体性を持って他者と協働しながら学ぶ態度の育成を図っていきます。また、幼児期からの連続した学びと途切れのない支援や指導により、発達段階に応じて必要な資質・能力を育む教育を進めていきます。

※Society5.0：第5期科学技術基本計画において、国がめざすべき未来の姿として提唱された社会のキャッチフレーズ

(2) 豊かな人間性を育成します ◆◆◆◆◆◆

核家族化や少子化の進行など家庭環境やライフスタイルの多様化により地域の人間関係の希薄化、地域コミュニティの弱体化が指摘される中、子どもたちが、新しい時代の大人として、社会を生き抜いていくことができるよう、人と人との関係を大切にしながらさまざまな課題を解決していくために、生命を大切に作る心や他者を思いやる心など豊かな人間性を身に付けることが大切となっています。

このため、学校教育において、体験活動の効果的な活用、地域の方との交流、人権教育・道徳教育の充実、郷土教育の推進、文化芸術等に親しみ豊かな感性や情操を磨く教育の推進等を図り、子どもたちの自尊感情や規範意識を高め、他者との絆を大切にしながら、よりよく生きていこうとする意欲や態度を育む教育を進めていきます。

(3) 健やかな体を育成します ◆◆◆◆◆◆

社会の環境変化や、家庭における生活様式の多様化等に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。また、幼児期を含め、子どもたちが、日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要となっています。

子どもたちが体を動かすことを好きになり、積極的に運動に取り組むことで、

心身の健康を保持増進し、体力の向上につながる教育の充実を図ります。また、生涯にわたり、心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう、必要な知識と、自ら判断し実践する力を、子どもたちが身につけていく教育を進めます。

(4) 信頼に応える学校を目指します ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

子どもたちの多様な学びと育ちを支えるために、学校・家庭・地域が一体となった教育活動の推進が求められています。また、自然災害や新型コロナウイルス感染症の脅威、交通事故や犯罪等から子どもたちを守り、育てるために、学校・地域・関係機関が一体となって子どもたちの安全・安心の確保に取り組む体制の構築が必要となっています。

学校運営に地域の方々や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標・課題を共有し、連携・協働して学校づくりを進めます。教職員がコンプライアンス意識を高く持ち、豊かな人間性と高い専門性を身につけるとともに、子どもたちと向き合い教育実践に専念するために、学校における教職員の働き方改革を推進し、学校の信頼の確保に取り組みます。

※コンプライアンス：法令遵守、社会的規範やモラル・ルールなどを守ることも含む

(5) みんなで取り組む青少年健全育成の推進 ◆

地域住民の連帯感の希薄化、核家族化の進行や少子化等を背景として、家庭の悩みを抱えた子どもや社会的に自立できない青年、子育てに自信がないと感じる親が増加傾向にあります。家庭教育の果たす役割を認識し、家庭における教育力の向上を図ります。

多様化する青少年の問題は、家庭だけでは解決できるものではありません。そのため青少年育成町民会議を中心に、家庭、学校、地域が一体となって、青少年育成活動を推進するとともに、地域における青少年育成活動を支える支援者や指導者の育成を図ります。

(6) 地域の活性化・発展に向けた生涯学習の振興 ◆

教養を高め、生活や仕事の質の向上を図ることを目的に、多様な学習機会を求める人が増えています。その一方で、人間関係が希薄になっています。

生涯にわたって、自分に適した手段や方法で学習し、その成果を適切に発揮することができる環境の実現を目指し、住民が自主的に学びあい、教えあう場としての学習機会の充実に努めます。

地域の生涯学習活動の拠点として、公民館や図書館などの社会教育施設を誰もが利用しやすいように環境づくりを進めます。

(7) 健やかな心身をつくる生涯スポーツの振興 ◆◆◆◆◆

生涯を通じて健康で豊かな日常生活を送ることをめざして、さまざまな世代を対象とするスポーツ教室や各種大会を開催し、各種スポーツの活動の機会の拡充に努めます。

スポーツ活動が多様化し、高度化している中、ニーズに応じた質の高い指導ができる人材の養成や、スポーツ団体の育成と支援を図るなど、生涯スポーツの振興に努めます。

誰もが身近にスポーツを行うことができるよう、スポーツ施設などの整備や充実に努めます。

(8) 豊かな文化の継承と活用 ◆◆◆◆◆

心に潤いと生きがいをもたらすものとして、芸術文化の果たす役割はますます大きくなってきています。文化活動推進団体などとの連携のもと、町民の自主的な芸術文化活動が活発に行われるよう多方面から支援していきます。

町民が地元の魅力や継承されてきた地元文化に触れ、学び、理解し、継承したいと思うことができる環境を整備し、歴史的・文化的資産の保護、活用に努めます。

第三章 重点施策

基本目標 「地域でつながり、支えあうしくみをつくろう」

(1) 確かな学力を育成します

- 重点施策① 学力の育成
- 重点施策② 特別支援教育の推進
- 重点施策③ 幼児教育の充実
- 重点施策④ 国際理解教育及び外国語教育の推進
- 重点施策⑤ 情報教育の推進
- 重点施策⑥ キャリア教育の推進

(2) 豊かな人間性を育成します

- 重点施策① 人権教育の推進
- 重点施策② 道徳教育の推進
- 重点施策③ いじめや暴力を許さない子どもたちの育成
- 重点施策④ 不登校児童生徒への支援
- 重点施策⑤ 読書活動の推進
- 重点施策⑥ 郷土教育の推進

(3) 健やかな体を育成します

- 重点施策① 健康教育の充実
- 重点施策② 体力・運動能力の向上
- 重点施策③ 食育の推進

(4) 信頼に応える学校を目指します

- 重点施策① 地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）の推進
- 重点施策② 教職員の資質の向上とコンプライアンスの推進
- 重点施策③ 学校における働き方改革の推進 子どもたちと向き合う時間の確保
- 重点施策④ 安全教育の推進と学校施設・設備の充実

(5) みんなで取り組む青少年健全育成の推進

- 重点施策①** 家庭における教育力の向上
- 重点施策②** 地域における青少年育成活動の促進
- 重点施策③** 有害情報対策
- 重点施策④** 青少年の活動機会の充実

(6) 地域の活性化・発展に向けた生涯学習の振興

- 重点施策①** 生涯学習機会の確保と活動の促進
- 重点施策②** 生涯学習施設の整備、充実
- 重点施策③** 図書館サービスの充実

(7) 健やかな心身をつくる生涯スポーツの振興

- 重点施策①** スポーツ活動の機会と教室・大会などの充実
- 重点施策②** スポーツ団体の育成や指導者の養成、支援
- 重点施策③** スポーツ施設の整備、充実

(8) 豊かな文化の継承と活用

- 重点施策①** 芸術文化に触れる機会の確保と促進
- 重点施策②** 歴史的・文化的資産の保護、活用
- 重点施策③** 郷土愛の育成

重点施策① 学力の育成

●現状と課題●

予測が困難と言われる未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って、他者と関わり合いながら自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と豊かな人生を自ら創り出していくことが重要です。

そのためには、これからの社会の担い手となる児童生徒に、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の3つの資質・能力をバランスよく育成する必要があります。

全国学力・学習状況調査等の結果から、菰野町の児童生徒は、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別の課題がある事項があるものの全体としては概ね一定の成果が認められます。一方、思考力・判断力・表現力等を問う問題や記述式の問題等に課題があることが明らかになっています。また、同調査において学習習慣等に課題があることも明らかになっています。



今後も、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、個に応じたきめ細かな指導を充実するとともに、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育てるために、指導方法の改善・充実を更に推進する必要があります。

●施策の方向性●

○主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進め、児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進するために、授業づくりの基礎・基本となるポイントをまとめた菰野町教育委員会策定の「菰野町授業づくりマスター」の日常の授業・校内研修での活用を促進し、教員の授業づくりスタンダードの定着とより一層の向上を図ります。

○国や県が実施する学力・学習状況調査等をもとに、児童生徒一人ひとりの学習内容の定着状況や学力の伸び、学習意欲等を把握・検証し、指導の工夫や改善に取り組む「指導と評価の一体化」を推進します。

○家庭学習の内容や進め方、家庭の役割や援助のポイント等を示した菰野町教育委員会策定の「家庭学習の手引き」を活用し、学校と家庭とが連携して、学習内容の定着及び自ら学ぶ力の育



成と学習習慣及び生活習慣の確立を図ります。

○基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着を図るため、習熟度別授業やティーム・ティーチングなどの少人数教育に引き続き取り組み、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

○GIGA スクール構想により実現された児童生徒一人一台タブレット端末にデジタル教科書やデジタルドリルを整備します。自己の学習状況に応じた学習課題や機能（拡大、書き込み等）を選択することができるデジタル教科書やデジタルドリルを授業や家庭学習で活用し、学力の定着や理解の向上を図ります。

重点施策② 特別支援教育の推進

●現状と課題●

特別支援学級に在籍している子どもや、通常の学級における特別な支援を必要とする子どもが増加している中、障がいのある子どもたちの支援をさらに充実していく必要があります。

菰野町においては、特別支援学級の設置、令和2年度には通級指導教室（ほっとルームたいよう）を竹永小学校に開設し、通級による指導を進めるとともに、各学校においては特別支援コーディネーターを中心とした校内体制の整備を進めてきました。今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導・支援を受けられるよう、学校における支援体制をさらに充実させていく必要があります。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた取組が進む中、学校においては特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもが、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切です。

※ノーマライゼーション：障がいのある者も障がいのない者もともに社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会の実現を目指すという理念

●施策の方向性●

○子どもたち一人ひとりの障がいの特性や教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参画に必要な力を育むための取組を進めます。

○インクルーシブ教育システムの構築に向けて、子どもたちの一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目のない支援を充実させます。

○一人ひとりに応じた指導・支援の充実に努めるために「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」などの作成、活用をします。

○通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学



校における支援方法や支援体制の違いなどに関する情報提供や相談等、子どもや保護者への丁寧な就学支援を進めます。

○子ども家庭課や福祉機関、医療機関、特別支援学校等の関係機関との連携を積極的に進めていくことで、子どもたちの育ちを見極め、適切な支援を行います。

※インクルーシブ教育システム：障がいのある者とない者がともに学ぶ仕組み

重点施策③ 幼児教育の充実

●現状と課題●

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、幼稚園や保育園は、遊びや多様な活動を通して、子どもたちに健康な心と体や自立心、協同性、規範意識、数量や図形等への関心や感覚等を育成する大切な場となっています。

幼稚園や保育園がその役割を十分に果たすことができるよう、幼稚園や保育園における教育・保育活動の充実を図るための研修を一層推進する必要があります。

幼稚園や保育園は、遊びを中心とした活動を行い、興味や関心に応じた時間の配分により1日の生活を送るのに対して、小学校は、教科書等の教材を用いた教科学習が中心で、時間割に基づいて学習や生活をする等、幼稚園や保育園と小学校は、保育・教育のスタイルに大きな違いがあります。そのため、子どもたちが小学校入学時に、学習に集中できない、教師の話が聞けない等の就学に伴う問題が指摘されており、幼稚園や保育園と小学校との円滑な接続を図る必要があります。



●施策の方向性●

○幼児期の教育では、生きる力の基礎を培うことが重要です。子どもたちの自発的な活動としての「遊び」を生み出すために、教材の工夫や物的・空間的な環境の構成を図り、子どもたちが様々な体験や学びの芽生えを積み重ねることができるよう努めます。そして、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱から構成される資質・能力を子どもたちに一体的に育てていきます。

○幼児期において育まれた資質・能力を踏まえて、小学校教育が円滑に行われるよう、幼稚園や保育園と小学校との交流や具体的な子どもの姿についての意見交換の機会等を設けます。幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等の連携を図り、幼稚園や保育園と



小学校との円滑な接続を図るよう努めます。

○幼稚園と保育園の一体化を進めるとともに、交流や共同学習等の機会を設け、理解を深めるとともに相互の連携を図ります。

重点施策④ 国際理解教育及び外国語教育の推進

●現状と課題●

経済、文化等の様々な面でグローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国際協調の必要性が一層高まっています。そのような中、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上、特に英語力の強化が不可欠となっています。

小学校において3・4年生に外国語活動、5・6年生に外国語科が導入されました。英語教育の充実と教職員の指導力の向上に取り組む必要があるとともに、小学校・中学校の系統的な英語教育の推進が求められています。

また、国際化の進展に伴い、外国人児童生徒や帰国児童生徒等、異文化の生活経験や見方・考え方をもち児童生徒の受入れが多くなっています。子どもたちが国際化と向き合って生きていくために、多様な文化や生活習慣、価値観等をもった人々を理解し、協調して生きていく態度を培う必要があります。

●施策の方向性●

○英語によるコミュニケーション能力の育成を図るためには、子どもたちが英語に触れる機会を充実させる必要があります。そのために、町内の小中学校にALT（外国語指導助手）を派遣し、子どもたちがネイティブの英語音声に親しみ、発音を習得する機会を確保します。

○学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが「聞くこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「読むこと」「書くこと」の4技能5領域を統合させた実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を育成する授業を推進します。実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を育成するために、CAN-DOリスト（学習到達目標）に基づき、言語活動を重視した授業を実施します。中学校では、授業を実際のコミュニケーションの場面とするために、英語で行うことを基本とし、生徒が授業の中で英語に触れる機会を最大限に確保します。

○小学校・中学校間における円滑な学びの接続を行うために、外国語活動・外国語科の授業を担当する教員等を対象とした授業公開や合同研修会等を実施し、教職員の外国語の指導力向上を図ります。



○日本の文化や習慣を大切にするとともに、異なる文化や習慣、価値観等の違いを受け入れ、尊重する多文化共生教育を推進します。また、広い視野から国際理解を深め、国際社会と向き合い、発展に積極的に貢献しようとする態度を育みます。

○外国人児童生徒日本語教育指導員を各校に派遣し、外国人児童生徒が日本語を用いて学校生活を送るとともに、学習に取り組むことができるよう、日本語能力の育成及び学校生活への適応指導の充実に努めます。

重点施策⑤ 情報教育の推進

●現状と課題●

近年、情報通信ネットワークの普及により社会の高度情報化が飛躍的に発展する中、子どもたちには膨大な情報の中から何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値を創り出す情報活用能力を身に付けることが求められています。

また、学習指導要領では、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力と同様に学習の基盤となる資質・能力と位置付けられ、小学校においては、プログラミング教育が必修化されました。

児童生徒の情報活用能力を育成するためには、ICT機器や情報通信ネットワーク等の情報技術を日常的に活用できる環境を整えるとともに、すべての教科等においてそれぞれの教科等の特質に応じながら、情報技術を適切かつ効果的に活用した学習活動の充実に努めることが求められています。



また、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等、情報化の進展が子どもたちに大きな影響を与えています。情報モラルに関する指導の重要性が一層高まっていることから、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」を育成する情報モラル教育を推進する必要があります。

●施策の方向性●

○義務教育9年間に獲得すべき情報活用能力を示した「菰野町版学年別情報活用能力段階表」に基づいた段階的かつ実践的な学習指導を各校において推進し、高度情報化社会に対応できる情報活用能力を児童生徒にバランスよく系統的に育成します。

○小学校において学習指導要領で必修化されたプログラミング教育が計画的・系統的に実施されるよう、「プログラミング学習教材系統表」に基づいた児童のプログラミング的思考の育成を図ります。

○すべての教員がタブレット端末や学習支援ソフト等を日常的に活用した指導ができるよう、ICT活用指導力向上研修を実施します。ICT支援員をはじめとした専門的な知識を有した外部

人材を活用し、教員や児童生徒へのタブレット端末等に関する技術面等のサポートを行います。
○タブレット端末等のICT機器等を日常的かつ効果的に活用した学習活動を実現するために、高速大容量の通信ネットワークやタブレット端末等の保守整備、教員や児童生徒のアカウント管理等、学校のICT環境を継続的に充実させていきます。

○情報発信による他者や社会への影響、ネットワーク上のルール等を守ることの意味、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあることについて考え、正しい情報活用方法について学ぶ学習活動を充実し、児童生徒の情報モラル・セキュリティに関する資質・能力の育成を図ります。また、情報モラルに関する指導は、各教科等や生徒指導との連携も図りながら実施するよう努めます。



重点施策⑥ キャリア教育の推進

●現状と課題●

現在の子どもや若者をめぐる状況として、完全失業率や非正規雇用率の高さ、若年無業者の存在や新卒者の早期離職傾向など、「学校から社会や職業への移行」が円滑に行われていない状況があります。学校教育が抱える問題としてコミュニケーション能力等、職業人としての基本的能力の低下や職業意識、職業観の未熟さ、学校での生活や学びに対する目的意識の希薄さ等、「社会的・職業的自立」に向けた様々な課題が見られます。



子どもたちが、自らの生き方についての考えを深め、望ましい勤労観や職業観を持ち、主体的に進路を選択する能力を身につけて、将来、自立した社会人として人生設計をし、積極的に社会参画できるようキャリア教育の充実が求められています。

●施策の方向性●

○キャリア教育は、各教科及び道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して行います。

○子どもたちにかかわる家庭・地域が学校と連携しながら、汎用性のある学力、コミュニケーション能力、規範意識、マナー、働く者の権利・義務についての理解、男女共同参画を重んずる態度等、社会的・職業的自立に必要な能力の育成を図ります。

○社会的・職業的自立に必要な能力等の育成に向けては、子



子どもたちの発達段階に応じた到達目標や学習内容を明らかにし、他者と協働して問題解決に取り組む意欲や能力を身につけられるよう、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。
○中学校段階に多様な職業の存在を知り、その職業に就くための方法について考える学習機会を拡充する等、子どもたちの職業に対する意識が希薄化していることへの的確な対応を図っていきます。

(2) 豊かな人間性を育成します ◆◆◆◆◆

重点施策① 人権教育の推進

●現状と課題●

学校教育においては、一人ひとりが自分をかけがえのない存在として感じられるよう、互いを信頼し、受容し合える豊かな人間関係づくりを推進していますが、今もなお、子どもたちを取り巻く社会では、様々な人権に係わる問題が存在しています。

それらの解決に向け、国では「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」等、県では「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」等、法令・条例の整備が進められてきました。

人権感覚を高めるためには、人間と生命の価値を自覚し尊重することや、人の痛みや思いに共感すること、問題解決に積極的に貢献しようとする事、多様性を認め協力をする事等の意欲や態度を育成することが大切です。



人権学習が表面的な知識や用語理解にとどまり、子どもたちの人権意識が単なる心がけだけで終わることのないよう、学校・家庭・地域が連携し、人権問題を自分と重ねてとらえ具体的な行動につながる学習活動を創造していく必要があります。

●施策の方向性●

○各学校が策定した「人権教育推進計画」に基づき、子どもたちの人権尊重の意識と実践力を養うため、教科等指導や生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通して、一人ひとりの存在や思いが大切にされる「人権感覚あふれる学校づくり」を進めます。

○子どもたちの実態を把握し、子どもたちにつけたい力を明確にした「人権教育カリキュラム」を作成し、教育活動全体を通して、総合的・系統的に人権教育を進めます。



○障がいのある子どもたちへの合理的配慮の提供や、性的マイノリティへのきめ細かな対応等、すべての子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。

○情報の技術革新による社会環境の変化から生じたインターネットによる人権侵害をなくすため、様々な情報を読み解く力、他者への想像力等を身につけるための取組を進めます。

重点施策② 道徳教育の推進

●現状と課題●

道徳教育は、自分はどのように生きるべきか等、自己の生き方について考えを深め、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を育成することが求められています。

今後、様々な文化や価値観等を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることが一層重要となります。そのためには、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を身に付けることがこれまで以上に重要であり、資質・能力の育成に向けて道徳教育は大きな役割を果たす必要があります。



各学校では、学校や児童生徒の実態に基づき、道徳教育の全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を実施しています。

また、社会の情報化が加速度的に進展する中、子どもたちは日常的に当たり前のように情報機器を用いる環境の中に入っており、道徳教育において、情報社会の倫理や法の理解と遵守といった内容を中心に情報モラルに関する指導の充実を図る必要があります。

●施策の方向性●

○道徳科を要として、各教科等での指導や日常生活の中での指導等、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行い、よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を図ります。また、各教科や総合的な学習の時間、外国語活動、特別活動においては、それぞれの特質を生かした道徳教育を推進します。

○教科書を主たる教材とした道徳科の授業を年間35時間以上実施します。また、道徳科の授業では、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習活動を重視した授業づくりに取り組みます。

○道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の活用等に家庭や地域の人々等の参加や協力を得たりする等、道徳教育について家庭や地域社会との共通理解を深め、連携を図



ります。

○他者とともによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むために、ボランティア活動や自然体験活動、地域での体験的な学習への参加等の豊かな体験を充実させるとともに、道徳教育の指導内容が子どもたちの日常生活に生かされるように努めます。

○情報機器等は便利である一方、使い方によっては違法行為や他者を傷つける等、人間関係に負の影響を及ぼすこともあること等について子どもたちが考えを深めることができるよう、道徳科の授業において、情報モラルに関する指導の充実に努めます。

重点施策③ いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

●現状と課題●

全国的にいじめによる深刻な事態が後を絶たない状況の中で、菰野町においては平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「菰野町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の取組を進めてきました。



菰野町におけるいじめの認知件数は年々増加傾向にある現状をふまえ、いじめほどの子どもにも、どこの学校でも起こりうるものであることを改めて認識し、学校全体で組織的に取り組むことが重要になっています。

また、インターネットや携帯電話の急激な普及に伴い、SNS等を利用した新たないじめの割合が増加しつつあることから、これまで以上に学校と保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら対応することが必要です。

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：登録された利用者同士が交流できるwebサイトの会員制サービス

●施策の方向性●

○子どもの悩みを親身になって受け止め、日頃から子どもたちの心に寄り添った支援をすることで、児童生徒との深い信頼関係を築くことを基盤として、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて感知し、問題の未然防止と早期発見に努めます。

○「菰野町いじめ防止基本方針」に基づき、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

○各学校において、学期に1回以上のアンケート調査や個別面談を実施するとともに、いじめ防止強化月間（4月、11月）では、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、児童生徒が安心して過ごせる社会の実現に向けた取組を推進します。

○いじめや暴力行為の早期発見・早期対応を図るため、日常的な教職員による子どもたちの見守

りや、スクールカウンセラーの配置による専門的な教育相談の充実に取り組むとともに、関係機関と連携して、子どもたちの心に寄り添った支援を推進します。

○警察、法務局、児童相談所等、いじめの防止等に関する機関と連携して、菰野町の現状をふまえたいじめの防止等の対策を適切に講じるため、菰野町いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの防止等に関する情報共有を行います。

※スクールカウンセラー：平成7年度より学校に配置されている「心の専門家」 臨床心理士が行うことが多い



重点施策④ 不登校児童生徒への支援

●現状と課題●

菰野町の不登校児童生徒数は、特に中学校では高水準に推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっています。

不登校の要因・背景は年々複雑化・多様化しており、子どもたちが安心して過ごすことができる居心地の良い学校づくりや魅力ある学校・学級づくりを進めることが未然防止の観点からも大切です。



また、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要であることから、不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

●施策の方向性●

○子どもたちが自己の存在感を実感し、精神的な充実感を得られる「心の居場所」、児童生徒が社会性を身につける「絆づくりの場」として魅力ある学校づくりを進めます。

○子どもたちの悩みを積極的に受け止めることができるようにするため、スクールカウンセラーや生徒指導推進協力員、さらには教育相談員を効果的に配置することで教育相談体制の充実を図るとともに、学校と保護者や関係機関との連携に努めます。

○学校においては、すべての子どもたちにとって安心して過ごせる場所となるように、子どもたちに対する観察と面談（教育相談）に加えて、より子どもたちの内面を知ることのできる調査（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施するなど、さまざまな観点から子どもたちの実態を把握し、取組を進めます。



○様々な要因により、心身に悩みや不安を持ち登校しづらくなった児童生徒が安心して学習できる場として「菰野ふれあい教室」を設置しています。保護者や在籍校と連携し、学習活動等を行うことで、児童生徒の心身のエネルギーを蓄えるとともに、集団生活への適応力を高めることで学校復帰や社会的自立を目指します。

重点施策⑤ 読書活動の推進

●現状と課題●

時代が成長から成熟へと転換する中で価値観の多様化が進み、ゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が重視されるようになっていきます。未来を担う子どもたちの人生が感動ややすらぎ、生きる喜びに満ちたものとなるよう、文化芸術活動や読書活動など、豊かな感性や情操を育む教育の充実が今後ますます重要になると考えられます。

『令和3年度全国学力・学習状況調査』の結果によると「普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」の問いに、全くしないと答えた町内の小学生は27.3%、中学生は34.4%、1時間未満と答えた小学生は80.4%、中学生は86.1%に上ります。情報化の進展によって便利性が向上した反面、家庭でスマートフォンやパソコンに向かう時間が増え、子どもたちの文字離れや活字離れ、読書離れが懸念されています。



え、子どもたちの文字離れや活字離れ、読書離れが懸念されています。

読書活動は子どもたちが言葉を学び、新しい世界を知り、感性を磨き、表現力や想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、子どもたちの生涯にわたる読書習慣の形成に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

●施策の方向性●

○学校においては、一斉読書活動や読み聞かせなどの取組を推進するとともに、学校図書館を計画的に整備し、その機能の充実を図ります。

○子どもの主体的、意欲的な読書活動を促し、子どもの読書習慣を形成する機会の拡充に向けての取組を進めます。

○子どもたちの読書に対する興味関心の涵養を図るため、司書巡回事業を実施し学校図書館の環境整備を進め、子どもたちが利用しやすい学校図書館運営を行います。

○学校図書館以外にも学級文庫などを充実させ、子どもたちがいつでも本に親しめるよう本の整備に努めます。

○小中学校児童生徒を対象とした菰野町図書館職員による



ブックトークを活用した本の紹介やボランティアによる読み聞かせ等、子どもたちが読書に親しむ機会をつくります。

重点施策⑥ 郷土教育の推進

●現状と課題●

生まれ育った郷土は人間形成の大きな素地となるとともに、一生にわたる精神的支え、心のよりどころとなります。菰野町の有する美しい自然や多彩な文化や歴史、産業などの地域資源を教育に生かし、郷土を愛する心の醸成を図ることは子どもたちの豊かな心を育むとともに、地域社会の発展に貢献する意欲の喚起になるほか、異なる文化や歴史を理解する態度の育成につながります。また、地域を語ることのできる人材の育成、伝統文化の継承といった観点からも大きな意義が認められます。

『令和3年度全国学力・学習状況調査』の結果によると、菰野町の子どもたちは、小学生の地域の行事への参加率が高く地域の人との関わりも多いことがうかがえますが、小中学生とも「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答している割合は低くなっています。



●施策の方向性●

○自分たちが育ってきた地域を大切に守っていこうとする心や地域に貢献しようとする態度を育む学習など、郷土について考える機会を充実させます。

○子どもたちが郷土の自然や歴史、文化を大切にし、郷土を愛する心を育みます。学校と地域が連携し、地域の教育資源を活用し、「郷土を知り、郷土から学ぶ」学習活動を推進します。

○ふるさと菰野を正しく理解するための教材「わたしたちのまち菰野町」（社会科副読本）を活用し、地域の各種団体の協力を得ながら学習することで、子どもたちに郷土菰野の自然・歴史・産業・文化・芸術を継承していきます。



(3) 健やかな体を育成します ◆◆◆◆◆◆◆◆

重点施策① 健康教育の充実

●現状と課題●

子どもたちの成育環境や生活行動が著しく変容し、食事や運動、休養、睡眠などの基本的な生活習慣を身につけ、健康の基盤を確立することが難しくなりつつあります。

また、性の問題行動や薬物乱用など、子どもたちを取り巻く様々な問題が顕在化していることをはじめ、アレルギー疾患を抱える子どもたちの増加など、子どもたちの健康課題が多様化しています。

生涯を通して心身ともに健康な生活を送るためには、バランスのとれた食生活や適度な運動、十分な休養と睡眠をはじめとする基本的な生活習慣を子どもの頃から適切に身につけることが不可欠です。特に学齢期は、発育・発達の著しい時期であることから、健康教育が他のライフステージにも増して重要な意義と役割を有しています。心身の成長発達についての基本的な知識の習得と理解を図るとともに健康に関する実践的な判断力や行動を選択する力を育てていく必要があります。

●施策の方向性●

○子どもたち一人ひとりが生涯にわたり健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけ、心身の健康を自ら管理できるように健康教育を充実します。

○性に関する教育や薬物乱用防止教育等、子どもたちの健康課題については、子どもたちの発達の段階に応じて、体育や保健体育の教科を中心に学校の教育活動全体を通じた保健教育を推進します。

○アレルギー疾患や感染症、メンタルヘルス等、現代的な健康課題への対応が求められています。子どもたちが健康に安心して学校生活を送ることができるよう、学校と家庭・地域、医療機関等がそれぞれの役割を踏まえ、連携を密にして取り組んでいきます。



重点施策② 体力・運動能力の向上

●現状と課題●

『令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査』等の結果によると、全国的な傾向と同様に、菰野町においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と現在を比べ、約4割の児童生徒が「運動やスポーツをする時間が減った」と回答しました。また、感染拡大防止に伴い、学校での活動が制限されたこともあり、安全及び安心の確保と健康づくりとの兼ね合いが難しくなっています。



今、子どもたちがスポーツに親しみ基礎体力を身につけていくことが求められています。そのためには、体育や保健体育の授業をはじめ、特別活動、総合的な学習の時間、運動部活動等を充実させ、家庭や地域と連携して生涯にわたりスポーツに親しむ資質と能力の基礎を子どもたちに培っていく必要があります。

●施策の方向性●

○学校体育では、体育や保健体育の授業及び運動部活動、スポーツ行事など、学校教育活動全般を通して、子どもたちが運動やスポーツの楽しさ、喜びを体験し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培うものとして充実を図っていきます。

○児童生徒一人ひとりがそれぞれの発達段階に応じて、体力や運動の技能を高めることができるように、工夫や改善による授業づくりを進めます。

○運動部活動においては、菰野町部活動ガイドラインに基づいた適切な運営と効果的な指導のもと、学校生活に豊かさをもたらすことができるように進めていきます。

○子どもたちに対する専門的な指導を充実させるために、外部指導者の活用を図ります。学校と地域スポーツが連携を深めながら、スポーツ活動の機会の確保・充実に取り組んでいきます。



重点施策③ 食育の推進

●現状と課題●

成長期にある子どもたちにとって食育は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となる重要なものです。

子どもたちの食生活に関しては、偏った栄養摂取や朝食の欠食に代表されるような不規則な食事等の食生活の乱れや肥満や過度のやせ等が見られ、増加しつつある生活習慣病と食生活の関係も問題となっています。

また、核家族化の進展、共働きの増加等の社会環境の変化や、外食や調理済み食品の利用の増加等の食品流通の変化等により、保護者が子どもたちの食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になりつつあります。加えて、古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化に関する意識が希薄化し、失われていくことも危惧されています。



子どもたちが、栄養や食事のとり方等について、食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく、食の自己管理能力を身に付けることができるよう、学校と家庭、地域が一体となって、積極的に食育に取り組んでいくことが求められています。

●施策の方向性●

○食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識等を身に付けると共に、食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり、判断したりすることができる能力の育成を図ります。

○栄養教諭等を中心に、校内で「食に関する指導」の計画を立て、教育活動全体を通して望ましい栄養や食事のとり方、食に関する正しい知識等を身に付ける教育の充実を図ります。

○学校給食に地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供したりすることを通して、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める等、子どもたちの豊かな心の育成につながる食育を推進します。

○家庭でのよりよい食習慣の定着が図られるよう、給食試食会や給食だよりを活用し学校での取組を紹介する等、食事の重要性について家庭に対して啓発を図ります。

○子どもたちの心身の健やかな発達のため、安全及び安心で美味しい学校給食の一層の充実を図ります。



(4) 信頼に応える学校を目指します ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

重点施策① 地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）の推進

●現状と課題●

社会構造が変化し、人々の価値観が多様化する中で、子どもたちが社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働して育んでいくことが求められています。

子どもは家庭での生活や地域での生活、そして学校での生活を通して成長していきます。学校運営に地域の方々や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や、教育活動の実践に地域の方々や保護者等の意見を反映させることが必要です。共に知恵を出し合い、今後は、「地域ならではの特色を生かした学校」をめざして実現していく必要があります。



●施策の方向性●

○学校と保護者や地域の方々が目標やビジョンを共有し、地域社会に支えられながら地域とともに生きる学校にしていきます。

○学校運営協議会や、地域の人々と学校の協働活動を推進する体制を構築して、学校と地域のネットワークを強化するなど、地域の考えが学校教育に十分生かされるよう地域と一体となった学校づくりを進めます。

○保護者や地域の人々がいつでも授業を参観できるような環境づくりを進め、保護者が学校の教育目標やビジョンについて理解できるよう授業公開を推進します。

○郷土の自然や地域の特色や資源を生かした学習ができるよう、地域の方々の知識や経験、技能を積極的に活用し、幅広い多様な教育を推進します。

○多くの保護者や地域住民に学校への関心を持っていただくために、各学校においては学校だよりやホームページ等で教育情報を積極的に発信し、地域や家庭と情報共有できるようにしていきます。



重点施策② 教職員の資質の向上とコンプライアンスの推進

●現状と課題●

「Society5.0 時代」の到来、急激に変化する時代の中で持続可能な社会の創り手となることのできる人材を育成するため、確かな学力を身につけさせる新たな学びを実現させることが必要になってきています。また、子どもたちが安心して教育を受けられるようにするため、いじめや不登校への対応及び外国人児童生徒教育や特別支援教育の充実等の多様かつ複雑な課題への対応が必要です。



このため教員には、教職に対する使命感や責任感を持ち、新たな学びを展開できる実践的指導力と高度な専門的知識、ICT活用力、及び地域と連携し協働する力などを向上させるとともに、社会の急速な展開の中で知識や技能を絶えず刷新する「学び続ける教員像」を確立することが求められています。

●施策の方向性●

○すべての教職員が、コンプライアンスをはじめとする素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、研修の充実を図ります。特に、「授業の改善」を重視し、主体的・対話的で深い学びの実現の視点から、継続的な改善を図ります。

○「教員は現場で育つ」ものであり、日々子どもたちと接する中で学び自らの指導法や子ども観を振り返る必要があります。各学校では、このようなOJTによる人材育成を行い、授業の進め方や生徒指導のあり方等の具体的な課題について同僚との議論を通して互いの力を磨こうとする「育てる文化」をつくりながら教職員としての資質の向上を図ります。

○教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事としてとらえられるよう、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正および服務規律の確保を徹底します。



※OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）：職場での実践を通じて業務知識を身に付ける育成手法

重点施策③ 学校における働き方改革の推進 子どもたちと向き合う時間の確保

●現状と課題●

社会の急激な変化が進む中で、学校が抱える課題はより複雑化・困難化し、学校現場は常に対応に追われています。このような中、深刻な教員の長時間労働の実態が明らかになっています。

このため、菰野町においては、国の指針を受けて令和2年4月に指針及び「菰野町立小学校及

び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」に基づき、「菰野町立学校教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」を策定し、学校における業務の削減や勤務環境の整備を進めています。

●施策の方向性●

○時間外労働を削減するため、抜本的な業務削減や業務の簡素化・効率化に取り組みます。また、校務支援システムの導入により、校務で取り扱うさまざまなデータを電子化することで、校務の情報化を推進します。

○スクールカウンセラーなどの専門能力スタッフの導入を積極的に推し進め、教員が授業等の専門性を高めることができる体制や、専門能力スタッフ等が自ら専門性を発揮できるような連携、分担の体制を整備します。

○セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、職場環境や組織風土の状況を把握し対応するために、教職員の満足度調査を実施します。また、全ての学校でストレスチェックを実施し、教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるように支援します。



重点施策④ 安全教育の推進と学校施設・設備の充実

●現状と課題●

近年、交通事故はもとより子どもが被害者となる犯罪事件の発生、地震や局地的大雨などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症の脅威など、子どもたちを取り巻くリスクが多様化しつつあります。

このため、子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活の場である学校が、家庭や地域との連携を深めながら、安全で安心な教育環境を確保していくことが大切です。また、安全に必要な知識や危険予測と危険回避能力等を身につけた子どもたちを育てていくことが求められています。



●施策の方向性●

○子どもたちを取り巻くあらゆるリスクを想定し、家庭や地域とも連携した安全対策の確立と、教職員の危機管理意識や危機管理能力の一層の向上を図ります。また、危機が発生した際には速やかに情報を収集整理して、組織全体で共有のうえ被害を最小限に抑えるよう、適切な

対応を行っていきます。

○子どもたちがさまざまな事件や事故及び災害等から自らの命を守るために、あらゆる教育活動の中に安全教育（生活安全〈防犯を含む〉教育、交通安全教育、防災教育）を位置づけ、関係機関や団体等と連携しながら、子どもたち自らが危険を予測したり回避する力を身につけたりすることができるよう、安全教育を推進します。

○学校施設は児童生徒等の学習や生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化を推進し、安全点検を徹底することで事故が起こらない環境づくりを進めます。

○子どもたちが被害者となる犯罪を未然に防止し、安心して生活することができるよう、保護者や関係機関との連携を進めていきます。



(5) みんなで取り組む青少年育成の推進 ◆

重点施策① 家庭における教育力の向上

●現状と課題●

子どもたちが心豊かに成長するためには、家庭や地域、学校が協力して取り組むことが必要です。家庭は、すべての教育の原点であり、家族とのふれあいを通して基本的な生活習慣や生活能力、基本的な倫理観や自立心、自制心などを身につけ、豊かな情操と他人への思いやりの心を育み、健康な心身を確立する上で、重要な役割を担います。

しかしながら、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに自信が持てないと感じながらも親族や地域から子育てに対する協力を受けにくく、過保護、過干渉や過度の放任、児童虐待といった現象も発生しています。このため、子どもの教育に第一義的責任を持つ家庭の教育力の低下が懸念されています。

このような中で、保護者が家庭において個々の発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるように、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ場、悩みを相談する機会を充実させるなど、家庭教育を支援していくことが必要です。

●施策の方向性●

○家庭が果たすべき役割や家庭生活のあり方、しつけと育児、家庭教育等について防災ラジオの放送などを通じて学ぶ機会を提供し、子どもにとって望ましい生活習慣づくりの啓発に努めます。

○地域社会の中で孤立し子育てに悩む親同士の交流を図り、親としての役割等について学び合う場を提供します。

○子育ての相談に関しては、関係機関と協働連携し、家庭教育支援の総合的な取組を推進します。

○親子が一緒に参加し、学びを通してコミュニケーションを深める機会づくりを充実させるため、さまざまな自然体験、生活体験及び社会体験を通して成長する機会や情報の提供を積極的に行います。



重点施策② 地域における青少年育成活動の促進

●現状と課題●

地域社会は、子どもたちが地域住民との交流をし、地域とのふれあいや体験活動を通して多様な人間関係を経験し、豊かな知恵や規範意識の向上を図るとともに、自主性や社会性を身につける上で重要な役割を担っています。

現代社会においては、少子高齢化の進展や核家族化、価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルの変化により、子どもが地域の大人等と関わる機会が減少することで、地域社会との結びつきやつながりが弱まり、人間関係の希薄化が問題となっています。

遊びを通じた交流や体験学習、世代間交流、ボランティア活動、スポーツ活動等によって、子どもたちが地域で安全に安心して暮らせ、一人ひとりがたくましく健やかに成長できるように、地域ぐるみで応援していく必要があります。

地域の子どもたちが仲間をつくり、役割や約束を決めて、いろいろな遊びや暮らしの中での興味ある活動を計画し実行するためには、安全に配慮しながら子どもたちをサポートしていく体制づくりも必要となっています。

●施策の方向性●

○青少年の豊かな感受性・創造性を養い、社会の一員としての責任と役割を自覚した上で自立を促すためには、家庭、地域、学校や関係団体が連携し、青少年の育つ力、家庭で育む力、地域全体で支えあう力を一体化し、青少年育成のための健全な環境づくりに努めます。

○青少年育成町民会議や子ども会育成者連絡協議会などの青少年育成関係団体の活動に対し適切な助言と支援を行うとともに、活動の充実を図るための研修会の開催、活動成果の発表や意見交換を行う場の提供を推進します。

○子どもの居場所づくりのための取組を進めていきます。

○非行防止活動のリーダーである少年補導員の資質の向上を図り、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有し、計画的に非行防止活動を推進します。



重点施策③ 有害情報対策

●現状と課題●

スマートフォンなどの急速な普及により、ネット社会で非行化が見えにくくなっているという点や青少年が有害情報に接する危険性が高くなっていることを踏まえ、その危険性を理解しなければなりません。

また、家族関係の希薄化などからインターネットの利用状況なども親が把握することも困難になっています。インターネットなどでは、青少年が気づかないうちにネットトラブルに巻き込まれたり、犯罪行為に関わったりして、加害者になることも被害者になることもあります。青少年にインターネット利用の正しいルールを学ばせるとともに、家庭などでも適切な利用方法を示していかなければなりません。

●施策の方向性●

○インターネットなどの誤った情報に惑わされることなく、青少年自身が有害情報から身を守り、SNSなどを正しく利用できるよう教育、啓発を行います。

○青少年を有害情報から守るため、学校教育だけでなく、保護者を含めた地域の大人が、携帯電話やインターネットを安全に利用するための研修会などを推進します。

重点施策④ 青少年の活動機会の充実

●現状と課題●

放課後や休日は、地域活動などに積極的に取り組む子どもたちがいる一方で、余暇の過ごし方について戸惑う子どもたちが見られます。子どもたちが様々な活動を通して、社会の一員としての自覚や協調性を身につけ、良好な人間関係を築くことができるような機会の提供が必要になっています。

●施策の方向性●

○青少年が自立心や社会性を身に付けることができるよう、豊かな自然環境や地域資源を活用した様々な体験活動や交流の場となる機会の提供に努めるとともに、ボランティア活動などを通じた青少年の社会参画を推進します。

○青少年団体活動を活発化するため、活動支援に努めるとともにジュニアリーダーの育成を図ります。



(6) 地域の活性化・発展に向けた生涯学習の振興◆

重点施策① 生涯学習機会の確保と活動の促進

●現状と課題●

社会、経済の変化に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術の習得が求められています。これらの学習活動のニーズに応えるため、生涯学習の機会を確保することは、学習者自身の技能、経歴の向上のほか、社会制度の基盤である人材育成にもつながり、心の豊かさや生きがいのための学習活動が増大しています。

一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、自分に適した手段や方法で学習することができ、その成果を適切に生かすことが重要です。このことは、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化や幅広い年齢の人々の社会参画、青少年の健全育成など社会全体にとっても有意義なものになります。



●施策の方向性●

○地域住民一人ひとりが生涯にわたって学習し、その成果を自己実現し課題解決に活かすことができるよう、ライフスタイルに合わせた学習機会や活動の場を提供します。

○「親子で遊ぶ夏休み特別教室」など親子を対象とした講座を開催し、学校教育以外の様々なことを学ぶとともに家族と過ごす時間を増やす場を提供します。

○公民館で実施する伊勢型紙など興味関心を促す講座を実施することで、家に閉じこもらず、他の参加者と一緒に活動し、地域の人々つながりを深めます。

○生涯学習関連情報を収集し提供することで、その学習成果が地域社会へ活かされるようにし、心豊かな人間性と創造性を育めるような生涯学習の場や活動機会の創出、充実等を図ります。

重点施策② 生涯学習施設の整備、充実

●現状と課題●

生涯学習施設は、くらしの中でそれぞれの課題や希望を持った町民が、さまざまな学習や活動を通して仲間と出会い、問題解決の実現のための道筋を発見できる、最も身近な学習施設として、多くの町民に利用されています。

生涯学習施設においては、地域住民の学習活動のニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われています。今後はさらに、社会の要請に的確に対応した取組を進め、特定の人だけではなく、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上等を中心としたコミュニティのためのサービスを総合的に提供する拠点となることが求められています。

●施策の方向性●

○多様化するライフスタイルや、それぞれのライフステージに応じて、町民のニーズに合わせヨガや伊勢型紙など多彩な講座、教室等を開催し、学習機会の場を提供するとともに、内容の充実に努めます。

○地域社会の連帯意識や地域の教育活動の振興を図るため、地域の社会教育関係団体や菰野町公民館サークルなどの自主活動グループの活動を支援し、一人ひとりが気軽に立ち寄り、自ら学び、生きがいと喜びをもてるような生涯学習施設の整備を推進します。

○生涯学習施設については、高齢者や障がいのある人等、誰もが安全で快適に利用できるよう、バリアフリーの充実した施設にするとともに、いつでも気楽に立ち寄れるようなオープンスペースを確保し、レクリエーション活動や親睦活動といった地域の人と人との絆を強める活動の場となるよう努めます。

○機能的で利用しやすい施設づくりをめざして、町民センターの音響設備の更新など施設設備を計画的に行い充実させるとともに、適切な管理運営に努めます。



重点施策③ 図書館サービスの充実

●現状と課題●

図書館は、知識基盤社会におけるさまざまな資料や情報の提供の重要性を踏まえ、利用者及び地域住民に対する直接的なサービスの実施が求められています。さらに読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報の拠点として、利用者や地域住民の要望や社会の要請に応える役割を担っていかねばなりません。

これからの図書館においては、地域住民等、利用者の生涯学習の場として多彩な分野におけ

る資料提供、読書活動支援、子育て支援、郷土資料の充実、町内小中学校との連携強化等さまざまな分野で、質の高い図書館サービスを提供していくことが求められています。

●施策の方向性●

○資料の収集においては、収集方針に基づくほか、利用者のニーズにも配慮し、より効果的かつ効率的に行います。利用者の読書意欲の向上に資するとともに、参考図書や専門書等、質、量ともに充実した蔵書の構成を図り、資料が適切に保存管理できる機能の充実に努めます。

○司書資格を有する専門職員の確保及びスキルの向上に努め、利用者などへのレファレンスサービスの充実を図ります。

○多様化する資料要求には、相互貸借制度を利用し、県立図書館をはじめ県内外の公共図書館や大学付属図書館、国立国会図書館等と連携し、サービスの充実を図ります。

○利便性の高い図書館サービスの提供を図るとともに、郷土資料を活用し次世代を担う人たちに歴史や文化を伝えるため、菰野町の歴史と文化に関わる資料の収集に努めます。

○北部子育て支援センターと連携し、図書館資料の貸出時の取り寄せや返却場所として利用者の利便性を高めます。

※レファレンスサービス：司書が調べものや資料・情報探しのお手伝いをするサービス



(7) 健やかな心身をつくる生涯スポーツの振興 ◆◆◆◆◆

重点施策① スポーツ活動の機会と教室・大会などの充実

●現状と課題●

自由時間の増大、健康・体力づくりへの国民の関心の高まりなどを背景にスポーツの需要が増大しており、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するための環境の整備が求められています。

また、個々のライフステージに応じたスポーツ活動の推進については、各種スポーツやレクリエーション団体、スポーツクラブ、学校関係者などが相互に連携し、協力することで、支え合いと活気のある社会をつくることが重要になっています。

子どもがスポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツを通じて高齢者、障がい者の社会参画が広がるよう日常的にスポーツに親しめる環境をつくることが求められています。さらに、スポーツを通じた人材育成も求められています。

●施策の方向性●

○青少年の健全育成や健康増進等スポーツがもつ効能を生かし、いつでも、どこでも気軽にスポーツやレクリエーションに親しみ、これらを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツを推進します。

○気軽に参加でき、スポーツをするきっかけとなるイベントの実施や各種大会、教室などの開催支援や、スポーツの楽しさを推進するためのニュースポーツの普及振興の取組を強化し継続していくことができるようにするため、これらの活動の主体となるスポーツ協会や総合型地域スポーツクラブを支援し、魅力あるスポーツ教室や大会等の充実を図っていきます。

○地域スポーツの振興だけでなく、人間関係の希薄化が進む現状において、企画運営者や参加者、応援者等世代を超えて地域の人と関わるスポーツイベントを開催し、町全体の元気と活性化を図ります。



重点施策② スポーツ団体の育成や指導者の養成、支援

●現状と課題●

スポーツは、健康増進や体力向上に資するだけでなく、生活に潤いを与え、家庭や地域社会との絆を深める重要な役割を果たしています。しかしながら、スポーツの必要性、関心が高まりつつある一方で、とくに若者世代を中心にスポーツに親しみの少ない人がさらに運動、スポーツから遠ざかっている傾向にあります。このような現状から、町民の多様なニーズに対応できるスポーツ活動の場と、さらにはその積極的な活用に取り組んでいく必要があります。

町民の主体的なスポーツ活動を促進するため、スポーツや文化活動を通じた「元気なまちづくり」を行うことを目的としているNPO法人「菰野町スポーツ・文化振興会」と連携を図り、加盟団体、団員数の減少に悩むスポーツ協会やスポーツ少年団に対する運営支援に努めるとともに、より高い記録や技能に挑戦することのできる体制づくりを推進する必要があります。

●施策の方向性●

○地域スポーツ振興の推進役であるスポーツ推進委員や各スポーツ団体を中心とする指導者の養成を行い、その資質の向上を図るとともに、各年齢層にあったスポーツ活動を推進します。

○町内のスポーツ協会やスポーツ少年団などの各スポーツ団体への支援を通して、地域におけるスポーツ活動を推進し、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、各団体等との連携、協働

によりスポーツを主体的に楽しむことができる環境づくりを図っていきます。

○多世代型の多目的な事業展開ができるようにするため、自主的に運営する総合型地域スポーツクラブの自立を支援していきます。



重点施策③ スポーツ施設の整備、充実

●現状と課題●

スポーツ施設は、競技力向上のための施設であるとともに、地域住民の健康増進や体力増強、仲間づくりや高齢者の健康維持増進のために活用される施設であることも求められています。

スポーツ施設については、体育センター、B&G海洋センター、町営グラウンドがいずれも時間や曜日によって利用が集中します。このため、活動の場の確保として、学校体育施設の開放やスポーツ施設の整備などが必要となっています。

このような現状から、施設利用の見直しを行うとともに、子どもから高齢者まで安心して快適な施設の利用ができるようにする必要があります。

●施策の方向性●

○これからのスポーツに対する多様な関わりの場を提供するため、スポーツ施設について安全で安心な施設の管理運営と時代に即した設備の充実や備品の整備に取り組み、さらなる施設利用の活性化を図ります。

○効果的な施設利用がされるよう、既存スポーツ施設の計画的な整備と改善に努めていきます。

○スムーズに施設が利用できるよう、利用者への情報提供サービスの充実を図ります。





重点施策① 芸術文化に触れる機会の確保と促進

●現状と課題●

芸術文化活動に参加し芸術文化に直接触れることは、日常生活に潤いをもたらし、豊かな心を育みます。生活の潤いや豊かな心は、人間の感性を磨き、一人ひとりの感性が豊かなまちをつくります。

芸術文化によって魅力あるまちづくりを進めるため、できるだけ多くの町民が身近なところで手軽に芸術文化に親しめるよう、鑑賞するだけでなく芸術文化に直接触れ体験できるような環境を整えるとともに、芸術文化のすそ野を広げていく必要があります。

●施策の方向性●

○町民が質の高い芸術文化に直接触れ、芸術文化に親しむ人々の輪を広げるために、関係団体と連携しながら、町内施設を利用した「芸文祭」など町民自身が発表する機会、小学校で実施するアウトリーチなど鑑賞する機会の充実を図るため、町民の興味関心を促す魅力ある文化イベントの開催等に努めます。

○地域における住民主体の文化活動が活発に行われるよう、幅広く支援するために関係団体とも連携し、町民から寄せられる情報を効率的に収集し、適切に発信するよう努めます。

○芸術文化活動を継承し、発展させていく新たな担い手を育てていくために、芸術文化協会と協働し、これらの活動を支える指導者及びリーダー的な役割を担う人材の発掘、養成を図ります。



※アウトリーチ：公的文化施設などが出張コンサートやイベントなどを催すこと

重点施策② 歴史的・文化的資産の保護、活用

●現状と課題●

先人から受け継いだ豊かな歴史的文化的遺産は、菰野町の誇りであり町民の宝です。

地域の宝とも言えるこうした文化財を未来に向けて保存継承していくためには、子どもたちをはじめとする多くの町民が文化財について学習し、親しみ、その価値について理解を深め、個々に愛着心が醸成されていくことが求められています。

また、指定されている有形、無形の文化財の維持管理を継続的に行い、その保存継承に努めるとともに、文化財保護意識の啓発が大切となっています。

そのためには、小さい頃から文化的な教養を深めることが求められます。自分が生まれ育つ地域の歴史を学び、その歴史的・文化的資産の価値を知る必要があります。

また、さまざまな分野の未指定文化財などについての調査を今後も行い、必要に応じて指定や登録を行い、文化財所有者や保存団体、管理団体への助成などを通して、文化資産の保存継承を支援する必要があります。

●施策の方向性●

○文化財の保護に努めるとともに、文化の価値を活かし、現在進めている「田光のシデコブシ及び湿地植物群落」などのように地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存活用し、文化財の価値を町民に周知し理解を深めるために、文化財保護意識の啓発に努めます。

○文化財の調査研究及び評価を進めるとともに郷土資料の収集、保全事業を推進し、小学校で実施する「移動郷土資料館」など地域や学校の郷土学習活動を支援します。

○菰野町が管理する文化財に限らず、文化財の所有者、関係する民間団体と協働しながら、歴史的資産の適切な保全を図るとともに、教育的観点から観光資源などに活用し触れることができる機会を提供します。

○貴重な歴史的財産である文化財を後世に残し、伝えるために、文化財としての価値を有しながら、十分に調査が行き届いていない文化財の実態把握を行い、貴重な文化財があれば指定し、保存継承できるように努めます。



重点施策③ 郷土愛の育成

●現状と課題●

地域の結びつきやそこに住む人々の人間関係の希薄化が指摘されている現代社会において、子どもたちに限らず、日常の生活の中で、新型コロナウイルス感染症拡大も影響し、郷土を意識し体験する機会が減少しています。

そのような中、自分たちの郷土に誇りを持ち、郷土を愛する気持ちを育てることが求められており、誇りと愛着が持てる郷土づくりのために、郷土の魅力を発見する学習の機会を提供していく必要があります。

地域の成り立ちや地域の魅力に触れる学習の機会等を通して、これまで当たり前であった中にも新たな発見を生み、郷土の魅力に気づくとともに、次世代を担う子どもた



ちが郷土の歴史や文化に触れ、郷土を誇りに感じるためのきっかけづくりを実践していく必要があります。

●施策の方向性●

○地域に残る身近な文化財を積極的に活用し、歴史や文化の魅力を伝え、郷土に対する愛着と理解を深めるために、郷土が輩出した詩人などの作品や研究書の展示や企画展を開催したり、「田光のシデコブシの観察会」を開催したりするなど、郷土の魅力に触れる機会の充実を図ります。

○郷土の歴史や文化を次世代へ継承するため、歴史研究団体などと連携しながら、あらゆる世代の町民に対し、史跡散策、「よもやま歴史教室」などの講演会や郷土史講座を開催し、郷土史教育の充実を図ります。

○郷土の食文化に触れ、愛着を持てるようにするとともに、地域食文化への関心を深めるため、関係機関や団体との連携のもと、郷土料理や地場産品を紹介し、普及を図ります。